

# 魚屋さんで使える魚購入券3,000円分とは

## 〇はじめに

魚の美味しいまち鶴岡キャンペーン事務局では、街の魚屋さんで魚を購入したことがない方が増えている中で、魚屋さんを利用するきっかけになればと考え、魚購入券の企画を立ち上げました。

ぜひ、この機会に魚屋さんをご利用いただき、魚の専門家が仕入れた新鮮な魚、お刺身や焼き魚などの料理をご賞味いただければ幸いです。

## 1. 地魚購入券を使う準備をしよう

- ・同封の地魚購入券の裏面に、利用者の氏名、電話番号を記入してください。

ご利用者の氏名	鶴岡太郎
ご利用者の電話番号	0234-56-7890
受取店舗	
押印またはサイン	
問合せ先	鶴岡食文化創造都市推進協議会 魚食担当 鶴岡市農林水産部農山漁村振興課 電話 0235-35-1298

## 2. 魚屋さんを選んで電話してみよう

- ・同封の「魚購入券が利用できる魚屋さん一覧」の中からお好みの魚屋さんを選んでください。

※食文協のHPに、魚屋さんの電話番号、地図などのリンク設定したPDFファイルを公開しております。スマホ等でご覧ください。

- ・天候不良で魚が店頭が無い場合や、刺盛など予約を受けてから魚を調達、調理する場合などございますので、**事前にお電話してからご利用ください。**



↑食文協HPはこちらから参照ください

## 3. 魚屋さんの魚を買ってみよう

- ・魚屋さんでは、魚購入券で下記の商品を購入できます。

・生魚



・一次加工品



・お刺身や焼き魚など



※購入できる魚の形態は、生魚、一次加工品(切り身や卵など)、調理したもの(お刺身、焼き魚、煮魚、干物、飲食店・仕出店を営む魚屋さんの魚料理を含む宴会料理や弁当など)です。

※魚購入券の額面3,000円を超える分の魚代は、各人が現金でお支払いください。また1,000円未満の買い物の場合もおつりは出ません。

## 4. その他注意点です

- ・魚購入券の使用期限は、令和6年7月31日(水)です。
- ・魚購入券は、別紙の魚屋さん以外では使用できません。
- ・魚購入券は、現金との引換えができません。釣銭も支払われません。
- ・店舗によっては、魚購入券で購入できない商品があります。
- ・魚購入券の盗難、紛失、滅失に対して、発行者はその責を負いません。
- ・裏面の受取店舗欄に押印またはサイン済の魚購入券は使用できません。